

地域医療支援病院の概要

目的等	<p>医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、ほかの医療機関との役割分担と連携を進めるため、平成9年の医療法改正により、地域医療支援病院制度が設けられた。</p> <p>この制度により承認された病院は、かかりつけ医からの紹介患者に対する医療提供、病院の医療機器等の共同利用を通じて、かかりつけ医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図ることが求められる。</p>
主な機能	<ol style="list-style-type: none"> ① 紹介患者への医療提供と施設・設備の共同利用 ② 救急医療の提供 ③ 地域の医療従事者への研修
開設者	<p>国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構等</p>
承認手続	<p>都道府県知事の承認（あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴く）</p>
主な承認要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則として200床以上の患者の収容施設を有すること。 ② 次の施設を有し、かつ記録を備えておくこと。 集中治療室、化学等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室等。 ③ 原則として紹介患者に対する医療提供を実施すること。 ④ 建物、設備等の共同利用についての体制が整備されていること。 ⑤ 救急医療を提供する能力を有すること。 ⑥ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を行わせる能力を有すること。 ⑦ 当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること
患者紹介制度について	<p>かかりつけ医等との適切な機能連携を確保するため、地域医療支援病院の管理者には、次の事項が義務づけられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として、他の医療施設から紹介された患者に対して医療を提供すること ② 医療を提供した患者に適切な医療機関を逆紹介し、その後の医療を確保すること <p>上記の体制が整備されていることは、次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① $(A + B) / C \times 100 \geq 80\%$ (紹介率が80%以上) ② $(A + B) / C \times 100 \geq 60\%$ かつ $D / C \times 100 \geq 30\%$ (紹介率が60%以上 かつ 逆紹介率が30%以上) ③ $(A + B) / C \times 100 \geq 40\%$ かつ $D / C \times 100 \geq 60\%$ (紹介率が40%以上 かつ 逆紹介率が60%以上) <p>A：紹介患者の数（初診に限る） B：緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数（初診に限る） C：初診患者の数（初診に限る） D：逆紹介患者の数</p>

	<p>紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、院内に設置される委員会において対応策を審議させる。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、医療審議会で審議する。</p>	
地域医療支援病院の別	<p>① 名称独占（医療法第4条第3項）</p> <p>② 診療報酬の加算措置（地域医療支援病院入院加算 1000点）</p>	
本県の承認状況 (8病院)	相澤病院（松本市）	平成13年 8月 2日承認
	国立病院機構長野病院（上田市）	平成14年11月14日承認
	諏訪赤十字病院（諏訪市）	平成14年11月14日承認
	長野赤十字病院（長野市）	平成15年 8月 8日承認
	飯田市立病院（飯田市）	平成16年 7月30日承認
	国立病院機構まつもと医療センター 松本病院（松本市）	平成21年10月14日承認
	長野市民病院（長野市）	平成22年 9月21日承認
	伊那中央病院（伊那市）	平成23年 3月29日承認